

---

2023年3月  
欧州

# 議決権行使およびエンゲージメントのガイドライン

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ（以下「SSGA」）の欧州市場における議決権行使およびエンゲージメントのガイドライン<sup>i</sup>は、欧州市場における議決権行使およびエンゲージメントを行う際の、当社のアプローチを概説するものである。本ガイドラインは、SSGAが企業に議決権行使しエンゲージメントする包括的なアプローチを記載した、『グローバル議決権行使およびエンゲージメントの原則』を補完しており、それと議決権行使およびエンゲージメント活動により生じ得る利益相反の管理に係る情報を提供する『SSGA利益相反に関するガイドライン』と合わせて読まれるべきものである。

---

<sup>i</sup> これらのグローバル議決権行使およびエンゲージメントの原則（以下原則）は、SSGA Funds Management, Inc.、State Street Global Advisors Trust Company、及びその他のステート・ストリート関連アドバイザー企業にも適用される。さらに、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは以下の一部の市場に対する議決権行使およびエンゲージメントの個別ガイドラインを有する：オーストラリア、欧州、日本、ニュージーランド、北米（カナダおよび米国）、英語およびアイルランド、並びに新興国市場。固有のガイドラインによってカバーされていない市場に対しては原則と整合的な形での検討、議決権行使を行う。しかしステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズはこれら様々な市場においても現地の市場慣行を考慮した議決権行使を行うように努める。

---

SSGAの欧州市場における議決権行使およびエンゲージメントのガイドラインは、取締役および取締役会、会計および監査に関する問題、資本構成、組織再編と合併、報酬、環境と社会その他のガバナンス関連問題などの分野についての当社の市場固有のアプローチを取り扱う。

欧州市場の企業に対して議決権を行使しエンゲージメントを行う際に、SSGAは当社が顧客口座の長期的な経済価値を守り増大させると当社が信ずる方法で市場毎に独自の微妙な意味合いを考慮する。SSGAは、企業がそれぞれの市場における適用法令に加えて、国毎に固有の最良実践指針とコーポレートガバナンス規範を順守するよう期待している。当社がグローバル議決権行使方針で必須であると信ずる基本的理念が、該当国の法規制上考慮されていないと判断される場合、当社のグローバル基準に照らして考える。

欧州企業のコーポレートガバナンス問題の分析と調査を行う際に、SSGAは全ての企業に対して少なくとも欧州委員会が発令するガイダンスと各国固有のガバナンスコードに準拠していることを期待する。適用されるガイダンスやコードによる“遵守もしくは説明”への期待に沿うべく、SSGAは、コードの遵守状況を積極的に開示することを企業に推奨する。遵守されておらず、また公開情報や企業との対話においてガバナンス構造の意図が十分説明されない場合、SSGAは筆頭独立取締役の選任に反対することがある。

---

## SSGAの議決権行使 およびエンゲージメント の理念

当社の見解では、コーポレートガバナンスと持続可能性の問題を投資プロセスの不可分な要素と位置付けている。アセットストラウドシップチームは、コーポレートガバナンスと、報酬、会計に加えて環境および社会的問題についての専門知識を持つ投資専門家からなる。SSGAは、複雑なコーポレートガバナンス分野を理解するだけの広範な分析能力に裏付けられた強固なコーポレートガバナンスの原則と慣行を確立している。SSGAは、行使判断の根拠となる考え方や実務上の問題に関する洞察を得るために、企業に対してエンゲージメント活動を行う。当社は、株主価値の最大化に沿う形で重要な株主の懸念に対処するべく、率先してエンゲージメント活動を行う。

同チームは、SSGAのアクティブ・ファンダメンタル運用およびEMEA（欧州・中東・アフリカ地域）運用チームのメンバーと協調し、発行体へのエンゲージメントと会社固有のファンダメンタルズに関する情報収集の面で協力しながら活動を行う。

---

## 取締役と取締役会

原則的には、取締役会は株主に代わって、株主価値を保全、強化し、株主の利益を守ることにある。その主たる責務を遂行するため、取締役は計画の策定に始まり、戦略事項に関するガイダンスの提供、幹部経営者の監視、最高経営責任者やその他の上級役員の選出、取締役会と経営陣の後継者育成計画の作成、持続可能性問題に関連するリスクを含むリスクのモニタリングに至る活動を担う。加えて、良好なコーポレートガバナンスは効果的な内部統制とリスク管理制度の存在を必要としており、これらについても取締役会が統制する必要があると考える。

---

SSGAは、スキル、専門知識および独立性のバランスがとれ、巧みに構成された取締役会が良好に統治された企業の基礎を形成すると考えている。SSGAは、取締役会の質が取締役の独立性、取締役継承計画、取締役会の多様性、評価および刷新と企業のガバナンス実践の尺度になるとを考えている。SSGAは、取締役の選任・再任議案に、一般的な市場慣行や取締役のスキルと専門知識に関する情報など様々な要素を考慮した上で、ケース・バイ・ケースで賛成票を投じる。原則として、SSGAは、独立取締役の存在が良好なコーポレートガバナンスを保ち、経営陣が健全なコーポレートガバナンス方針と実践を確立するには不可欠であると考えている。

取締役会の分析において、SSGAは取締役が環境および社会的問題を含む企業戦略、業務とリスクの効果的な監視を行うのに十分な技能を有しているかどうかを考慮する。取締役会は、新たに発生するリスク、企業戦略の変更、業務の多角化や地理的な展開などの諸問題に対処する取締役会の有効性と取締役の技能を評価する定期的な評価プロセスも持つ必要がある。

SSGAは、取締役会の業績やその監督責任の遂行において怠慢と見られる取締役などの要素も考慮することがある。（例えば、詐欺、犯罪的行為、受託者責任違反など）

---

## 取締役会の独立性

原則として、SSGAは、独立取締役の存在が良好なコーポレートガバナンスを保ち、経営陣が健全なコーポレートガバナンス方針と実践を確立するには不可欠であると考えている。十分な独立性を持つ取締役会は、最も効果的に経営陣を監視し、株主の利益を守るために必要な監督機能を遂行するを考える。

SSGAの欧州企業における取締役の独立性についての包括的な基準には以下の要素などがある：

- 関連当事者取引への参加およびその他企業との事業上の関係
- 当該企業の雇用歴
- 支配株主との関係
- 企業の顧問、取締役、あるいは上級職員との家族関係
- 従業員および政府の代表
- 取締役会全体の平均在籍年数と個別取締役の在籍年数
- 当該企業により非独立取締役として位置づけられているか

取締役会の独立性要件全般と取締役会の構成は市場毎に異なるが、SSGAは、独立取締役の割合が3分の1未満か、従業員代表もしくは/および、現地法に沿って選出されており、株主による選出ではない取締役を除いて、50%未満である場合に取締役に反対票を投じることを検討する。SSGAは、企業が十分なガバナンス基準や取締役会の独立性の水準を達成していない場合にも、取締役会の免責提案を支持しない場合がある。

---

## 会長とCEOの分離

会長とCEOの責任の分離についてはケース・バイ・ケースで評価する。しかしながら、会長とCEOが兼任されており、かつ独立した副会長か筆頭独立取締役が指名されていないSTOXX Europe600指数の構成企業については、取締役会議長もしくは指名委員会メンバーに対して議決権行使で対応する場合がある。

---

## 取締役の兼任

取締役の選出または再任を検討する際に、SSGAは、取締役が兼任している社外取締役の件数を考慮する。さらに、SSGAでは以下に示す選任基準を超過する取締役に対して反対票を投じる場合がある。

- 2社を超える公開企業の取締役会に名を連ねる特定の経営幹部
- 3社を超える公開企業の取締役会に名を連ねる取締役会議長及び筆頭独立取締役
- 4社を超える公開企業の取締役会に名を連ねる取締役候補者

上述の定義に当てはまる取締役会議長、筆頭独立取締役、および取締役候補者に対して、企業が公開入手可能な方法で取締役の関与を公開した際には、SSGAは本方針の適用を猶予し、取締役選任への賛成票を投じる場合がある。（例えば、コーポレートガバナンスガイドライン、プロキシーステートメント、企業ウェブサイトなど）この方針、あるいは関連するディスクロージャーには以下のようないい情報が含まれなければならない。

- 取締役が就くことができる公開企業の取締役会の兼任社数の数的制限
  - この制限はSSGAの基準を1社以上超過してはならない
- 公開企業の取締役会のリーダーシップポジションについての考慮（例えば、委員長など）
- 全ての取締役が現行の企業方針に準拠していることの確認
- 社外取締役の活動時間の評価のため、指名委員会によって行われる年次の方針見直しプロセスについての記述

もし取締役が近日中に退任予定であり、またこの離職について、任期を含めて公開入手可能な形で書面で開示されているならば、SSGAは棄権票を見合わせる場合がある。

ミューチュアルファンド、英国投資信託および特別買収目的会社（SPAC）の取締役会などの取締役は兼任者数には含めない。しかし、SSGAではこうした役割が指名委員会による取締役候補者の時間的コミットメントの評価に含まれるべきと考える。

---

**取締役会への出席率**

またSSGAは取締役会の出席率も考慮し、該当年度において十分な説明や理由の開示がなく出席率が75%に満たない場合は賛成を見送る。これに加えて、業績連動報酬、取締役兼任状況、株式大量保有状況などの社外取締役の独立性に影響を及ぼす要素を監視する。さらに、SSGAは、取締役会における役割と独立性を評価するのに十分なだけの経験が開示されていない取締役の選任に反対票を投じる場合がある。

---

**取締役会のジェンダー・  
ダイバーシティ**

SSGAはすべての上場企業について、少なくとも1名の女性取締役が取締役会メンバーに在籍すること、またSTOXX600指数構成企業に対しては少なくとも30%以上の女性取締役が取締役会に在籍することを期待する。この期待水準を満たしていない場合、指名委員会議長か、指名委員会が無い場合は筆頭取締役に反対票を投じることがある。更に、3年連続してこの期待水準を満たせない場合は指名委員会の全ての取締役、または指名プロセスの責任者とみなされる者に対し再任に反対する。

この基準を満たしていない企業が、SSGAと対話の機会を持ち、女性取締役の構成比を30%以上を達成するか（STOXX600指数構成企業）か、新たに女性取締役を採用するか（その他企業）についての具体的かつ、期限を定めた計画を示した場合においてこの基準による反対行使の適用を留保する場合がある。

---

**取締役会の任期**

当社は一般的に、年次の取締役選任を支持するが、取締役の任期が欧州では市場によって大きく異なることも認識している。SSGAは、取締役の任期を延長しようとする付属定款の条項改正に反対票を投じることがある。さらに一部の市場において、SSGAは取締役の任期が4年を超える場合には取締役に対して反対票を投じることがある。

---

**委員会**

SSGAは、監査、報酬および指名の監督について取締役会レベルの適切な委員会を設置すべきであると考えている。監査委員会は、会社の財務諸表の信頼性を監視し、外部会計監査人を指名し、その資質と独立性の監視に加えて、有効性とリソースの水準を評価することに責任を持つ。幹部報酬も同様にコーポレートガバナンスの重要な側面であり、取締役会が決定する必要があるとともに、SSGAは、企業が報酬委員会を設置して幹部報酬について独立した監督を行うよう期待している。SSGAは、監査委員会または報酬委員会の構成員である社内候補者に対して反対票を投じることがある。

一部の欧州諸国では、取締役の選任を1枚の候補者名簿を提示して行うことも珍しくはない。こうした場合で、幹部が監査委員会または報酬委員会の役務も勤める場合には、SSGAは全候補者名簿に反対票を投じることがある。

---

**報酬関連議案への反対票  
に対する取締役会の対応**

幹部報酬プランの設計に懸念がある企業は風評リスクの拡大に晒される。報酬関連議案への継続的な高水準の反対比率は企業が投資家の懸念に応えていないことを示している。幹部社員報酬承認議案への反対比率が一貫して高い場合で、次回総会の報酬関連議案が3年連続して賛成できない内容であった場合、報酬委員会議長の取締役選任に反対することがある。

---

**気候関連の開示**

SSGAは気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の枠組みは、企業が気候変動に関するリスクと機会について開示するうえで、最も効果的な枠組みであると考える。

そのため、SSGAはTCFDの枠組みに準拠した気候関連のリスクと機会に関する十分な開示を行っていない、あるいは気候関連のリスクと機会に対する取締役会の監督が不十分である場合、STOXX600指数構成企業に対して反対票を投じることがある。

---

**免責と責任の制限**

一般的に、SSGAは、取締役および法定会計監査人の職務の遂行に関連した不誠実な行為、重大な怠慢、不注意がない限り、法律が定める制限の範囲内で、取締役の責任を制限、免責を拡大し、免責と賠償責任に対する保護を拡大する議案を支持する。

---

**株主権**

---

**バーチャル型／ハイブリッド型株主総会**

新型コロナウイルス感染症の世界的流行を受けて、バーチャルまたはハイブリッド方式の株主総会を開催する企業が増えている。バーチャル型株主総会やハイブリッド型株主総会の成功には勇気づけられるが、企業と株主は、バーチャル型株主総会の慣行を継続的に改善することに警戒を怠らない必要がある。

バーチャル型およびハイブリッド型の株主総会の成功と規制環境の変化を認識し、企業が以下のベストプラクティスを守る限り、当社は一般的に、バーチャル方式あるいはハイブリッド方式で株主総会を開催する権利を取締役会に付与する議案を支持する。

- バーチャル方式で出席する株主に、会場に直接出席する株主に通常付与される権利と同等の権利を付与する
- 株主の承認の下、株主総会の形式を一定期間（5年以内）で更新することを確約する
- 株主総会中に行われたすべての質問の記録を、書面で提供する
- バーチャル型およびハイブリッド型の株主総会の実施に関する、現地市場の法律および規制を遵守する

企業が上記の基準のいずれかに違反した場合には、当社は指名委員会の委員長に反対票を投じることがある。

## 会計および監査関連の問題

### 外部会計監査人の氏名

企業は、企業の業務と戦略に対する潜在的あるいは新たに発生するリスクを効果的に対処できる強固な内部監査および内部統制制度を持つ必要がある。内部監査機能を設置する責任は監査委員会にあり、同委員会は独立非常勤取締役を構成員として持つ必要がある。

### 外部会計監査人の法的責任の制限

### 財務諸表の承認

SSGAは、監査法人の法的責任を制限することは、監査機能の質にマイナスの影響を与えると考えているので、一般的にそれに反対の立場をとる。

信頼できる財務諸表の適時開示と入手可能性は投資プロセスに必要不可欠であると考える。監査法人には企業の財務状況を担保することを期待する。従って、i)開示されていない、もしくは監査されていない場合、ii)非適格もしくは否定的な監査意見や、監査法人の注記がある場合、iii)監査意見が開示されていない場合は、財務諸表の承認議案に反対する。

資本構成、組織再編、合併について、一部の欧州諸国では、様々な議決権が引き続き存在している。SSGAは、「一株一票」方針、およびすべての株式が対等な投票権を有する株式構成を支持する。SSGAは、新株や転換証券を第三者や極一部の株主に発行することによる過剰な希薄化に対する十分な保護を提供するために、株主に新株予約権を提供すべきだと考えている。

### 不平等議決権

SSGAは、優先的議決権を有する新たな種類の普通株を創設する権限を与える議案に一般的に反対し、議決権、転換権、配当分配権、その他の権利を特定しない新しい優先株式の種類にも一般的に反対する。さらに、SSGAは、議決権についての明確な規定がない種類株式あるいは既存株主の議決権を希薄化する可能性がある種類の株式を導入する資本構成の変更を支持しない。SSGAは、議決権数上限を廃止する議案、および他の種類の株式または不平等議決権、またはその両方を除外する資本構成の変更を支持する。

### 授権資本金額の増額

資本調達能力は、会社が戦略を実施し、成長し、資本コストを上回るリターンを達成する上で極めて重要である。資本調達活動の承認は、収益を監視し、資本が効率的に配分されていることを確認するために株主に備わった能力の基本的な部分である。SSGAは、健全な事業上の理由を持ち、企業の既存の資本金ベースに比べて過大でない増資を支持する。

---

新株予約権は、株主の企業への投資を保護する株主にとっての基本的な権利である。企業が新株予約権を適用せずに新株を発行しようとしていて、係る授権株式が既発行済みの株式資本額の20%を超える場合に、SSGAは反対票を投じることがある。SSGAは、新株予約権付の株式を発行する権限を求める議案に対して、認められる総額が過大で取締役会が十分な正当性を示していない場合にも、反対票を投じることがある。一般的に、SSGAは、資金の使途が明確でなく、既発行済株式資本の100%を超える株式発行提案には反対する。

---

#### 自己株式取得制度

一般的に、SSGAは自己株式取得提案を支持する。ただし、企業が当該取得の事業目的、最終的取得予定株式数を表明しておらず、市場価格に対するプレミアム/ディスカウントの幅や取得の時期を特定していない場合を除く。SSGAは、買収期間における自己株式取得の要請には反対票を投じることがある。

---

#### 配当金

SSGAは、一般的に純利益の30%以上をなす配当金支払いを支持する。SSGAは、十分な説明なしに配当性向が一貫して30%を下回る場合、あるいは配当性向が会社の財政状態に照らして過大である場合には、配当金支払いに反対票を投じる。支払が企業の長期的財政の健全性を損ねる可能性がある場合には特別な注意を払う。

---

#### 関連当事者取引

欧州市場の一部の企業は支配所有構造を持ち、子会社と親会社（関連会社）間の複雑な相互持ち合いを行っている。こうした構造により、そのため、会社と取締役、経営陣、子会社や株主など様々な利害関係者との間で関連当事者取引が横行する結果を招いている。そうした取引を株主が承認する必要がある市場では、取引の性質、金額や目的などの詳細を企業が提供することを、SSGAは期待する。SSGAは、独立取締役がそうした取引を承認することも奨励する。さらにSSGAは、財務アドバイザーが提供する関連当事者取引に関する独立的評価の詳細など、企業が独立取締役による監視の程度と承認プロセスについて説明することも奨励する。

---

#### 合併と買収

企業の合併と組織変更は、しばしば、再法人化、再編、合併、清算、その他企業の大きな変更に関する議案を伴う。株式価値の増大または企業の業務効率性の改善が示される場合、株主利益を最大化する提案は支持される。一般的に、経済的に健全でないか、株主権を破壊すると見なされる条項は支持しない。

---

SSGAは、一般的に株主価値を最大化する取引を支持する。検討事項には、これらに限定されず、以下が含まれる。

- オファー・プレミアム
- 戦略的合理性
- 取締役または経営陣、またはその両方の利益相反など、推奨される取引のプロセスの取締役会による監視
- オファーがプレミアム付で提供されていて、それ以上に高い買い手がないオファー
- 流通市場価格が純資産価値に比べて相当に低い場合でのオファー

SSGAは、以下を検討した上で取引に反対票を投じることがある。

- 当該株式の流動性が低く、行使結果が少数株主に損害を与えるオファー
- より高値での応札または他の買い手が付くと合理的に期待されると当社が考えるオファー
- 行使時に、株式の市場実勢価格が買収価格を上回るオファー

---

## 買収防衛策

欧州市場では、買収防衛策としての株式発行に対する規制には幅があり、一部の国では制約がない。例えば、SSGAは、2種類の株式による資本構造が一部の株主と経営陣を被買収の可能性から保護することになるため、一株一票方針を支持する。SSGAは、買収防衛策として使われると相当な議決権と収益の希薄化に繋がる可能性があることから、無制限の株式発行の承認には反対する。SSGAは、株式を発行する承認の期間、および特定期間内に複数回の発行を承認する場合には、制約と上限値が設定されているかどうかも監視している。SSGAは、敵対的買収を受けた場合に、取締役会が株式に転換可能なワントを既存株主に対して発行する権限などの買収防衛策に反対する。

---

## 報酬

---

### 幹部報酬

考えられる報酬プランと報償の種別は様々であるが、SSGAが行う幹部報酬の分析には単純な哲学がある。それは報酬と企業の長期的な業績との間に直接的な関係を持たせるべきであるということである。

株主には、報酬構成と水準が事業上の業績に合わせて決められているかどうかを評価する機会が与えられるべきである。報酬報告を評価する際に、SSGAは、様々な報酬要素、絶対的および相対的報酬水準、比較対象の選択とベンチマーク設定、長期的および短期的奨励金の組み合わせ、報酬構成と株主利益および企業戦略や業績との整合性などの要因を考慮する。SSGAは、株主利益にそぐわないと見られる報酬報告には反対することがある。SSGAは、報酬支払の慣行に関して深刻な懸念があり、企業がそれを是正することを求める株主の懸念に応えていない場合には、報酬委員会メンバーの再任に反対票を投じることもある。

---

**株式報償制度**

SSGAは、供与の制限、業績指標、業績と供与の期間、および全体的希薄化などの事項に関する情報提供が不十分である場合には、株式ベース報償制度の提案を支持しないことがある。SSGAは、そうした制度の下で時価に比べて割引価格で株式を発行するか、あるいは業績指標の再評価を認めるような選択肢を、一般的に支持しない。

---

**非常勤取締役報酬**

欧州市場では、一般的に非常勤取締役の報酬に対して株主の承認を求める権限に関しては問題視されていない。SSGAは、情報開示が不十分で、同じ国や業界の他社が支払っている報酬に比べて過大かどうかを判断できない場合を除き、取締役報酬に関する議案を支持する。SSGAは、非常勤取締役に対する現金以外または業績連動の報酬について企業毎に評価を行う。

---

**リスクマネジメント**

SSGAは、リスク管理は取締役会の主要な機能であって、取締役会は企業のリスク意欲全般の設定と、企業幹部が確立するリスク管理プロセスの監視の提供に責任を有すると考えている。SSGAは、この分野において取締役会が提供する監督の方法については取締役会に一任する。しかし、SSGAはリスク管理体制に関して取締役会がどのように監督機能を提供し企業が直面する主要なリスクを特定しているかについて、企業が開示するよう期待する。取締役会は、既存の、そして発生しつつあるリスクは政治的および経済的状況の変化に応じて変化する可能性があり、また企業が新たな分野に業務を分散あるいは拡大するため、こうしたリスクを見直す必要がある。

責任ある受託者として、当社は、効果的なリスク管理と企業にとって重大な問題の監視は重要であると考えている。当社顧客のポートフォリオおよびより広範な市場リスクの効果的な評価には、投資先企業が、長期的な価値創造との関連性が実証された重要かつ業界特有のリスクと機会を管理し、そのプロセスについて株主に高い基準の情報開示を行うことが求められる。

このような観点から、事業あるいは経営にとって重要であると判断されるリスクや機会に関し、投資先企業の取締役会による監督・監視方法について理解を深めるため、当社は投資先企業に対してエンゲージメントを求めることがある。投資先企業がこれらのリスクに対する効果的な監督・監視を実施し、その情報を伝達することができないと当社が判断した場合は、責任を負う取締役に対して反対票を検討することがある。

---

**環境および社会的問題**

受託者として、SSGAは重大な環境および社会的要素について企業と対話するにあたり、包括的なアプローチを取る。弊社のアセットスチュワードシッププログラムの優先付けプロセスによって、ポートフォリオの持続可能性リスクを軽減するためにエンゲージメントや議決権行使により対応する企業を特定することができる。エンゲージメントでは、顧客に代って当社が投資する企業との長期的関係を築き、長期的な株主価値の創造につながる広範な議題を取り上げる。議決権行使においては、企業にとって重要な環境および社会的事項を取り扱う株主提案が、企業の現状の実践や開示と市場慣行に照らし合わせて、長期的な株主価値に寄与するか否かを根本的に考慮する。

弊社の環境および社会的要素に対するアプローチに関する詳細は、「環境および社会的要素に係るグローバル議決権行使およびエンゲージメントのガイドライン」([www.ssga.com/about-us/asset-stewardship.html](http://www.ssga.com/about-us/asset-stewardship.html)) を参照されたい。

## ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズについて

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、過去40年にわたり、各国政府や機関投資家、金融プロフェッショナルの皆様に資産運用サービスをご提供しています。厳密なリサーチや分析、厳しいマーケット環境における経験を礎としたリスク考慮型アプローチをもとに、アクティブからインデックス戦略まで幅広く、コスト効率に優れたソリューションを提案いたします。そしてスチュワード（受託者）として、社会、環境への配慮が長期的な成果をもたらすということを、お客様に理解を深めていただくよう努めています。インデックス運用とETF、ESG投資の先駆者として、投資における新しい世界を常に切り拓き、約3.48兆ドル<sup>2</sup>を運用する世界第4位<sup>1</sup>の資産運用会社へと成長しました。ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、ステート・ストリート・コーポレーションの資産運用部門です。

1. Pensions & Investments Research Center, 2021年12月末時点。
2. 2022年12月末時点、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンズ・ディストリビューターズ・エルエルシー（「SSGA FD」）が取り扱うSPDRの残高約586.0億ドルを含みます。SSGA FDはSSGAの関連会社です。

## ssga.com

### Marketing communication

#### State Street Global Advisors Worldwide Entities

**Abu Dhabi:** State Street Global Advisors Limited, ADGM branch is regulated by the Financial Services Regulatory Authority (FSRA). This document is intended for Professional Clients or Market Counterparties only as defined by the FSRA and no other person should act upon it. State Street Global Advisors Limited, ADGM Branch, Al Khatem Tower, Suite 42801, Level 28, ADGM Square, Al Maryah Island, P.O Box 76404, Abu Dhabi, United Arab Emirates. Regulated by the ADGM Financial Services Regulatory Authority. T: +971 2 245 9000.

**Australia:** State Street Global Advisors, Australia, Limited (ABN 42 003 914 225) is the holder of an Australian Financial Services License (AFSL Number 238276). Registered office: Level 14, 420 George Street, Sydney, NSW 2000, Australia. T: +612 9240-7600. F: +612 9240-7611. **Belgium:** State Street Global Advisors Belgium, Chaussée de La Hulpe 185, 1170 Brussels, Belgium. T: +32 2 663 2036. State Street Global Advisors Belgium is a branch office of State Street Global Advisors Europe Limited, registered in Ireland with company number 49934, authorised

and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2.

**Canada:** State Street Global Advisors, Ltd., 1981 McGill College Avenue, Suite 500, Montreal, QC, H3A 3A8, T: +514 282 2400 and 30 Adelaide Street East Suite 800, Toronto, Ontario M5C 3G6. T: +647 775 5900. **France:** State Street Global Advisors Europe Limited, France Branch ("State Street Global Advisors France") is a branch of State Street Global Advisors Europe Limited, registered in Ireland with company number 49934, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. State Street Global Advisors France is registered in France with company number RCS Nanterre 899 183 289, and its office is located at Coeur Défense — Tour A — La Défense 4, 33e étage, 100, Esplanade du Général de Gaulle, 92 931 Paris La Défense Cedex, France. T: +33 1 44 45 40 00. F: +33 1 44 45 41 92.

**Germany:** State Street Global Advisors Europe Limited, Branch in Germany, Briener Strasse 59, D-80333 Munich, Germany ("State Street Global Advisors Germany"). T: +49 (0)89 55878 400. State Street Global Advisors Germany is a branch of State Street Global Advisors Europe Limited, registered in Ireland with company number 49934, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at

78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2.

**Hong Kong:** State Street Global Advisors Asia Limited, 68/F, Two International Finance Centre, 8 Finance Street, Central, Hong Kong. T: +852 2103-0288. F: +852 2103-0200. **Ireland:** State Street Global Advisors Europe Limited is regulated by the Central Bank of Ireland. Registered office address 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. Registered Number: 49934. T: +353 (0)1 776 3000. F: +353 (0)1 776 3300. **Italy:** State Street Global Advisors Europe Limited, Italy Branch ("State Street Global Advisors Italy") is a branch of State Street Global Advisors Europe Limited, registered in Ireland with company number 49934, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. State Street Global Advisors Italy is registered in Italy with company number 11871450968 — REA: 2628603 and VAT number 11871450968, and its office is located at Via Ferrante Aporti, 10 - 20125 Milan, Italy. T: +39 02 32066 100. F: +39 02 32066 155. **Japan:** State Street Global Advisors (Japan) Co., Ltd., Toranomon Hills Mori Tower 25F 1-23-1 Toranomon, Minato-ku, Tokyo 105-6325 Japan. T: +81-3-4530-7380. Financial Instruments Business Operator, Kanto Local Financial Bureau (Kinsho #345), Membership: Japan Investment Advisers Association, The Investment Trust Association, Japan, Japan Securities

Dealers' Association. **Netherlands:** State Street Global Advisors Netherlands, Apollo Building 7th floor, Herikerbergweg 29, 1101 CN Amsterdam, Netherlands.

T: +31 20 7181 000. State Street Global Advisors Netherlands is a branch office of State Street Global Advisors Europe Limited, registered in Ireland with company number 49934, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. **Singapore:** State Street Global Advisors Singapore Limited, 168, Robinson Road, #33-01 Capital Tower, Singapore 068912 (Company Reg. No: 200002719D, regulated by the Monetary Authority of Singapore). T: +65 6826-7555. F: +65 6826-7501.

**Switzerland:** State Street Global Advisors AG, Beethovenstr. 19, CH-8027 Zurich. Registered with the Register of Commerce Zurich CHE-105.078.458.

T: +41 (0)44 245 70 00. F: +41 (0)44 245 70 16. **United Kingdom:** State Street Global Advisors Limited. Authorised and regulated by the Financial Conduct Authority. Registered in England. Registered No. 2509928. VAT No. 5776591 81. Registered office: 20 Churchill Place, Canary Wharf, London, E14 5HJ. T: 020 3395 6000. F: 020 3395 6350. **United States:** State Street Global Advisors, 1 Iron Street, Boston, MA 02210-1641. T: +1 617 786 3000.

- 本稿は、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズが作成したものをステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社が和訳したもので、内容については原文が優先されることをご了承下さい。
- 本資料は、情報提供を目的として作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 本資料の二次使用、複写、転載、転送等を禁じます。

**ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社**

東京都港区虎ノ門1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー25階

金融商品取引業者関東財務局長（金商）第345号

加入協会：一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人投資信託協会、日本証券業協会

5711270.1.1.APAC.RTL Exp date 3/31/2024

The views expressed in this material are the views of SSGA Asset Stewardship Team through the period ended March 23, 2023 and are subject to change based on market and other conditions. This document contains certain statements that may be deemed forward-looking statements. Please note that any such statements are not guarantees of any future performance and actual results or developments may differ materially from those projected.

Investing involves risk including the risk of loss of principal.

The whole or any part of this work may not be reproduced, copied or transmitted or any of its contents disclosed to third parties without SSGA's express written consent.

All information is from SSGA unless otherwise noted and has been obtained from sources believed to be reliable, but its accuracy is not guaranteed. There is no representation or warranty as to the current accuracy, reliability

or completeness of, nor liability for, decisions based on such information and it should not be relied on as such.

The information provided does not constitute investment advice and it should not be relied on as such. It should not be considered a solicitation to buy or an offer to sell a security. It does not take into account any investor's particular investment objectives, strategies, tax status or investment horizon. You should consult your tax and financial advisor.

The returns on a portfolio of securities which exclude companies that do not meet the portfolio's specified ESG criteria may trail the returns on a portfolio of securities which include such companies. A portfolio's ESG criteria may result in the portfolio investing in industry sectors or securities which underperform the market as a whole.

This communication is directed at professional clients (this includes eligible counterparties as defined by the appropriate EU regulator who are

deemed both knowledgeable and experienced in matters relating to investments. The products and services to which this communication relates are only available to such persons and persons of any other description (including retail clients) should not rely on this communication.

The trademarks and service marks referenced herein are the property of their respective owners. Third party data providers make no warranties or representations of any kind relating to the accuracy, completeness or timeliness of the data and have no liability for damages of any kind relating to the use of such data.

Responsible-Factor (R Factor) scoring is designed by State Street to reflect certain ESG characteristics and does not represent investment performance. Results generated out of the scoring model is based on sustainability and corporate governance dimensions of a scored entity.

The information contained in this communication is not a research recommendation or 'investment research' and is classified as a 'Marketing Communication' in accordance with the Markets in Financial Instruments Directive (2014/65/EU) or applicable Swiss regulation. This means that this marketing communication (a) has not been prepared in accordance with legal requirements designed to promote the independence of investment research (b) is not subject to any prohibition on dealing ahead of the dissemination of investment research.

© 2023 State Street Corporation.  
All Rights Reserved.  
ID1482701-3479909.3.1.GBL.RTL 0323  
Exp. Date: 03/31/2024